

保保発1224第6号  
平成26年12月24日

日本産科婦人科学会理事長 殿

厚生労働省保険課長  
(公印省略)

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける  
事務の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通  
知したので、貴管下の会員等に対し周知方よろしくお取りはからい願いたい。



保保発1224第1号  
平成26年12月24日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける  
事務の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成26年11月19日保発1119第1号）及び「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第7条における「協会が定める金額」について」（平成26年11月27日保保発1127第1号）において、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第137号）の施行については、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成26年12月15日保発1215第15号）において通知したところであるが、これに伴い、別紙の新旧対照表において示すとおり「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成20年12月17日保保発第1217001号）の一部を改正することとしたので、その旨御了知いただくとともに、円滑な実施を図られたい。

また、本通知は平成27年1月1日以降の出産から適用することとする。

- 「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」(平成20年12月17日保保発第1217001号)

### 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて	出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて
(略)	(略)
記	記
<p>第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額</p> <p>1 <u>1万6千円</u>が加算され、<u>42万円</u>となる場合  <u>「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第7条における「協会が定める金額」について」</u>  <u>(平成26年11月27日保保発1127第1号)</u>において示しているとおり、<u>公益財団法人日本医療機能評価機構</u>（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、<u>平成27年1月1日以後</u>、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は<u>1万6千円</u>を加算して<u>42万円</u>支給すること。          これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金（1児につき<u>1万6千円</u>）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。</p> <p>2 <u>1万6千円</u>が加算されず、<u>40万4千円</u>となる場合          制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は<u>1万6千円</u>を加算せず、<u>40万4千円</u>とすること。          制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。          ① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産          ② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）</p>	<p>第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額</p> <p>1 <u>3万円</u>が加算され、<u>38万円</u>となる場合  <u>「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」</u>  <u>(平成20年12月5日保保発第1205001号)</u>において示しているとおり、<u>財団法人日本医療機能評価機構</u>（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、<u>平成21年1月1日以後</u>、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は<u>3万円</u>を加算して<u>38万円</u>支給すること。          これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金（1児につき<u>3万円</u>）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。</p> <p>2 <u>3万円</u>が加算されず、<u>35万円</u>となる場合          制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は<u>3万円</u>を加算せず、<u>35万円</u>とすること。          制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。          ① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産          ② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）</p>
第二 制度対象分娩のうち、補償の対象となるもの	第二 制度対象分娩のうち、補償の対象となるもの

重度の脳性麻痺に対し総額3000万円の補償金が支払われる場合は、出生した者が出生した時点において下記のいずれかの基準に該当する場合である。(別添1)

- ① 在胎週数32週以上であり、かつ、体重が1400g以上であること
- ② 在胎週数28週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - 一 低酸素状態が持続して、臍帶動脈血中のpHが7.1未満である代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見があると認められる場合
  - 二 低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破裂、子瘤、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群等によって起こり、引き続き、次のイ～チまでのいずれかの所見が認められる場合
    - イ 突発性で持続する所脈
    - ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈
    - ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈
    - ニ 心拍数基線細変動の消失
    - ホ 心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈
    - ヘ サイナソイダルパターン
    - ト アプガースコア1分値が3点以下
    - チ 生後1時間以内の児の血圧ガス分析値(pH値が7.0未満)

### 第三 (略)

#### 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該印を押印することとなっていることから、規則第86条第3号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行された、当該印の押された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該印の押された領収書の写しは、出産後に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該印の押された請求書の写しは、出産後精算前に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ③ (略)

#### 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求

重度の脳性麻痺に対し総額3000万円の補償金が支払われる場合は、出生した者が出生した時点において下記のいずれかの基準に該当する場合である。(別添1)

- ① 在胎週数33週以上であり、かつ、体重が2000g以上であること
- ② 在胎週数28週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - 一 低酸素状態が継続して、臍帶動脈血中のpHが7.1未満である代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見があると認められる場合
  - 二 胎児心拍数モニターが示す情報に当初異常が認められなかつたが、その後低酸素状態が前置胎盤、常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子瘤、臍帯脱出等によって起こり、引き続き、次のイ～ハまでのいずれかの胎児心拍数パターンが認められ、かつ、心拍数基線細変動の消失が認められる場合
    - イ 突発性で持続する所脈
    - ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈
    - ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈

### 第三 (略)

#### 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該印を押印することとなっていることから、規則第86条第3号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行された、当該印の押された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該印の押された領収書の写しは、出産後に38万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該印の押された請求書の写しは、出産後精算前に38万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ③ (略)

#### 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求

書の写しに対し、当該印が押されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は1万6千円を加算し42万円とすること。

この際、制度対象分娩となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が平成27年1月1日以後であるものに限る。

#### 第四 双児等の場合等における取扱い

##### 1 双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（42万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は42万円×2=84万円）。

##### 2 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は40万4千円とすること。

##### 3 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の所定の印の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は40万4千円とすること。

#### 第五 (略)

書の写しに対し、当該印が押されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は3万円を加算し38万円とすること。

この際、制度対象分娩となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が平成21年1月1日以後であるものに限る。

#### 第四 双児等の場合等における取扱い

##### 1 双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（38万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は38万円×2=76万円）。

##### 2 流産及び人工妊娠中絶の場合

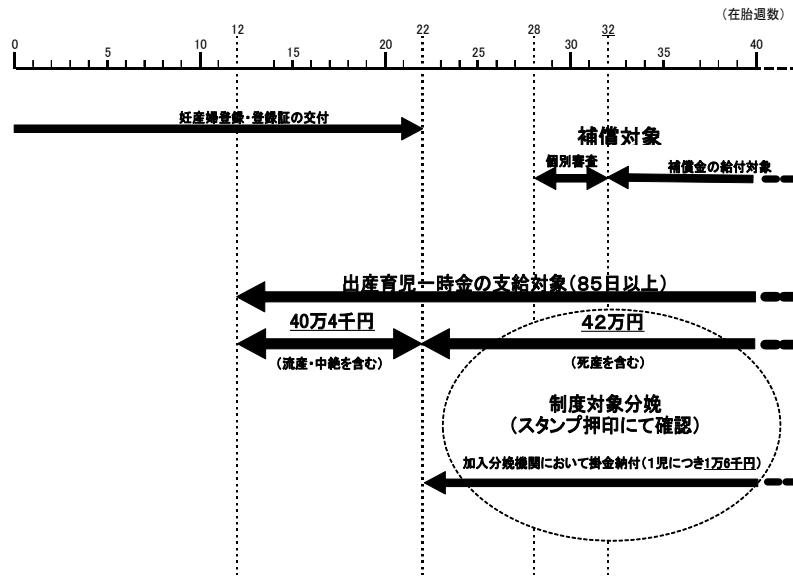
流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は従来どおり35万円とすること。

##### 3 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

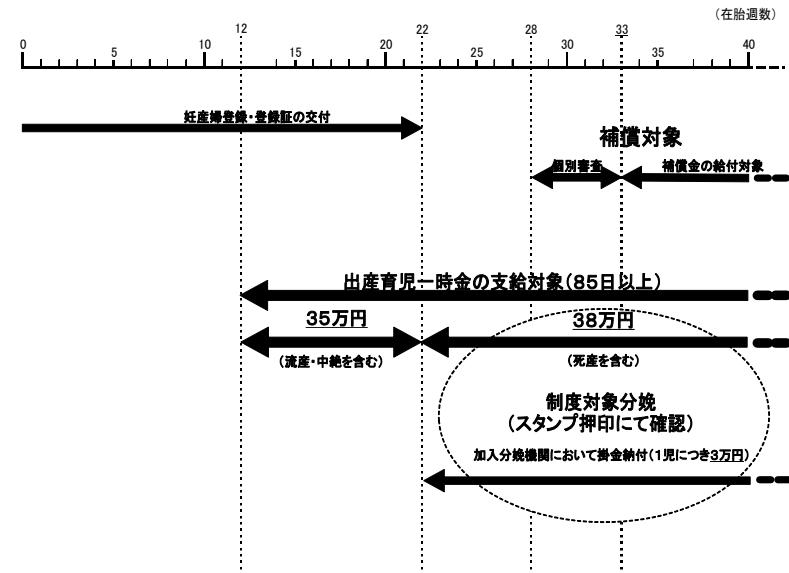
里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の所定の印の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は35万円とすること。

#### 第五 (略)

(別添 1)



(別添 1)



【改正後通知本文】

保保発第1217001号

平成20年12月17日

一部改正 平成26年12月24日保保発1224第1号

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の  
見直しにおける事務の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。以下「改正令」という。）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成20年12月5日保発第1205002号）及び「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」（平成20年12月5日保保発第1205001号）において、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第169号。以下「改正省令」という。）の施行については、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成20年12月12日保発第1212003号）において通知したところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。

なお、この通知においては改正令による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）を「政令」、改正省令による改正後の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）を「規則」と略称する。

記

第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額

1 1万6千円が加算され、42万円となる場合

「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第7条における「協会が定める金額」について」（平成26年11月27日保保発127第1号）において示しているとおり、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、平成27年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は1万6千円を加

算して42万円支給すること。

これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金（1児につき1万6千円）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。

## 2 1万6千円が加算されず、40万4千円となる場合

制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は1万6千円を加算せず、40万4千円とすること。

制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。

- ① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産
- ② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）

## 第二 制度対象分娩のうち、補償の対象となるもの

重度の脳性麻痺に対し総額3000万円の補償金が支払われる場合は、出生した者が出生した時点において下記のいずれかの基準に該当する場合である。（別添1）

- ① 在胎週数32週以上であり、かつ、体重が1400g以上であること
- ② 在胎週数28週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - 一 低酸素状態が持続して、臍帶動脈血中のpHが7.1未満である代謝性アシドーシス（酸性血症）の所見があると認められる場合
  - 二 低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破裂、子瘤、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群等によって起こり、引き続き、次のイ～チまでのいずれかの所見が認められる場合
    - イ 突発性で持続する所脈
    - ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈
    - ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈
    - ニ 心拍数基線細変動の消失
    - ホ 心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈
    - ヘ サイナソイダルパターン
    - ト アップガースコア1分値が3点以下
    - チ 生後1時間以内の児の血圧ガス分析値（pH値が7.0未満）

## 第三 申請方法別の事務の取扱い

加入分娩機関において制度対象分娩がなされたかどうかは、提出された書類における所定の印（別添2）の有無により判別すること。

なお、全国の加入分娩機関については<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/search/index.php>（機構ホームページ）においても確認可能となっている。

## 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該印を押印することとなっていることから、規則第86条第3号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行された、当該印の押された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該印の押された領収書の写しは、出産後に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該印の押された請求書の写しは、出産後精算前に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ③ 口座振替やクレジットカードによる支払などにより領収書が発行されないなどやむを得ない場合には、加入分娩機関は出産証明書（規則第86条第2項に規定する医師又は助産師において出産の事実を証明する書類）の写しに押印することがあるので留意すること。

## 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該印が押されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は1万6千円を加算し42万円とすること。

この際、制度対象分娩となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が平成27年1月1日以後であるものに限る。

## 第四 双児等の場合等における取扱い

### 1 双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（42万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は $42\text{万円} \times 2 = 84\text{万円}$ ）。

### 2 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は40万4千円とすること。

### 3 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の所定の印の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は40万4千円とすること。

## 第五 留意事項

支給事務の詳細については、別添3（「産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて（依頼）」（平成20年12月12日医政発第1212003号））も併せて参照のこと。

写

保保発1224第2号  
平成26年12月24日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける  
事務の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が公布され、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成26年11月19日保発1119第2号）及び「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について」（平成26年11月27日保保発1127第2号）を発出したこと及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第137号）が公布され「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成26年12月15日保発1215第16号）を発出したことに伴い、別紙の新旧対照表において示すとおり「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成26年12月17日保保発第1217004号）の一部を改正することとしたので、その旨御了知いただくとともに、円滑な実施を図られたい。

また、本通知は平成27年1月1日以降の出産から適用することとする。

- 「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」(平成20年12月17日保保発第1217004号)

### 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて	出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて
(略)	(略)
記	記
<p><b>第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額</b></p> <p>1 <u>1万6千円</u>が加算され、<u>42万円</u>となる場合            「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」(平成26年11月27日保保発1127第2号)において示しているとおり、<u>公益財団法人日本医療機能評価機構</u>(以下「機構」という。)が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等(以下「加入分娩機関」という。)については、政令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、平成27年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含み、以下「制度対象分娩」という。)がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は<u>1万6千円</u>を加算して<u>42万円</u>支給すること。            これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金(1児につき<u>1万6千円</u>)納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。</p> <p>2 <u>1万6千円</u>が加算されず、<u>40万4千円</u>となる場合            制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は<u>1万6千円</u>を加算せず、<u>40万4千円</u>とすること。            制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。            ① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産            ② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満の出産(流産、人工妊娠中絶を含む。)</p> <p><b>第二 制度対象分娩のうち、補償の対象となるもの</b>            重度の脳性麻痺に対し総額3000万円の補償金が支払われる場合</p>	<p><b>第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額</b></p> <p>1 <u>3万円</u>が加算され、<u>38万円</u>となる場合            「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」(平成20年12月5日保保発第1205001号)において示しているとおり、<u>財団法人日本医療機能評価機構</u>(以下「機構」という。)が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等(以下「加入分娩機関」という。)については、政令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、平成21年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含み、以下「制度対象分娩」という。)がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は<u>3万円</u>を加算して<u>38万円</u>支給すること。            これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金(1児につき<u>3万円</u>)納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。</p> <p>2 <u>3万円</u>が加算されず、<u>35万円</u>となる場合            制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は<u>3万円</u>を加算せず、<u>35万円</u>とすること。            制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。            ① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産            ② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満の出産(流産、人工妊娠中絶を含む。)</p> <p><b>第二 制度対象分娩のうち、補償の対象となるもの</b>            重度の脳性麻痺に対し総額3000万円の補償金が支払われる場合</p>

は、出生した者が出生した時点において下記のいずれかの基準に該当する場合である。(別添1)

- ① 在胎週数32週以上であり、かつ、体重が1400g以上であること
- ② 在胎週数28週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - 一 低酸素状態が持続して、臍帶動脈血中のpHが7.1未満である代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見があると認められる場合
  - 二 低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破裂、子瘤、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群等によって起こり、引き続き、次のイ～チまでのいずれかの所見が認められる場合
    - イ 突発性で持続する所脈
    - ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈
    - ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈
    - ニ 心拍数基線細変動の消失
    - ホ 心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈
    - ヘ サイナソイダルパターン
    - ト アップガースコア1分値が3点以下
    - チ 生後1時間以内の児の血圧ガス分析値(pH値が7.0未満)

### 第三 (略)

#### 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊娠婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該印を押印することとなっていることから、規則第86条第3号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行された、当該印の押された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該印の押された領収書の写しは、出産後に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該印の押された請求書の写しは、出産後精算前に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ③ (略)

#### 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該印が押されている場合、当該医療機関等は加

は、出生した者が出生した時点において下記のいずれかの基準に該当する場合である。(別添1)

- ① 在胎週数33週以上であり、かつ、体重が2000g以上であること
- ② 在胎週数28週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - 一 低酸素状態が継続して、臍帶動脈血中のpHが7.1未満である代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見があると認められる場合
  - 二 胎児心拍数モニターが示す情報に当初異常が認められなかつたが、その後低酸素状態が前置胎盤、常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子瘤、臍帯脱出等によって起こり、引き続き、次のイ～ハまでのいずれかの胎児心拍数パターンが認められ、かつ、心拍数基線細変動の消失が認められる場合
    - イ 突発性で持続する所脈
    - ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈
    - ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈

### 第三 (略)

#### 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊娠婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該印を押印することとなっていることから、規則第86条第3号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行された、当該印の押された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該印の押された領収書の写しは、出産後に38万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該印の押された請求書の写しは、出産後精算前に38万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ③ (略)

#### 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該印が押されている場合、当該医療機関等は加

入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は1万6千円を加算し42万円とすること。

この際、制度対象分娩となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が平成27年1月1日以後であるものに限る。

#### 第四 双児等の場合等における取扱い

##### 1 双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（42万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は $42\text{万円} \times 2 = 84\text{万円}$ ）。

##### 2 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は40万4千円とすること。

##### 3 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の所定の印の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は40万4千円とすること。

#### 第五 留意事項

##### 1 (略)

2 政令第36条においては、加算する額は「保険者が定める金額」とされているが、これについては、「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について（平成26年11月27日保保発1127第2号）」により1万6千円となるものであることを示しており、改めて各健康保険組合の規約で定める必要はないこと。

入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は3万円を加算し38万円とすること。

この際、制度対象分娩となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が平成21年1月1日以後であるものに限る。

#### 第四 双児等の場合等における取扱い

##### 1 双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（38万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は $38\text{万円} \times 2 = 76\text{万円}$ ）。

##### 2 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は従来どおり35万円とすること。

##### 3 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

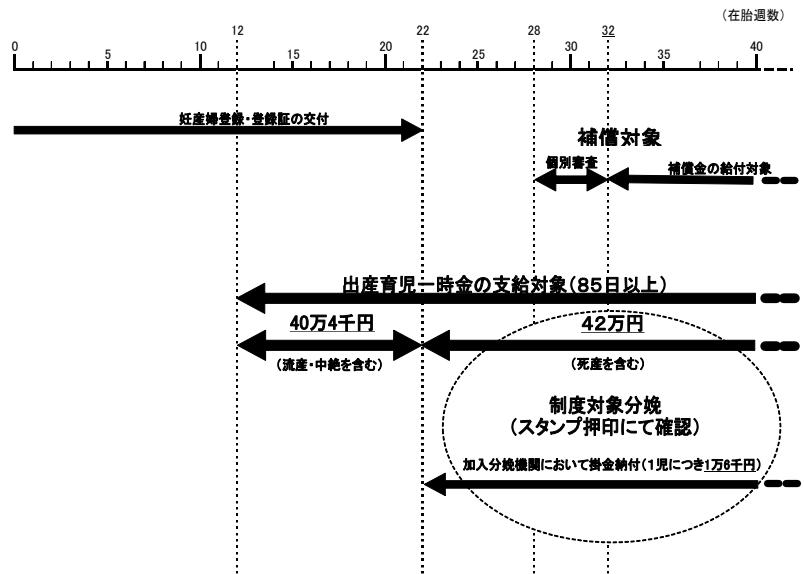
里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の所定の印の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は35万円とすること。

#### 第五 留意事項

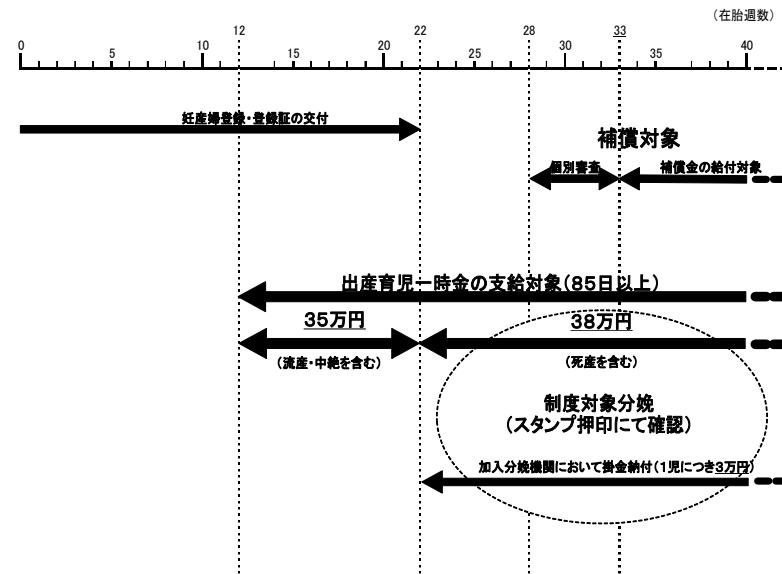
##### 1 (略)

2 政令第36条においては、加算する額は「保険者が定める額」とされているが、これについては、「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について（平成20年12月5日保保発第1205001号）」により3万円となるものであることを示しており、改めて各健康保険組合の規約で定める必要はないこと。

(別添1)



(別添1)



【改正後通知本文】

保保発第1217004号

平成20年12月17日

一部改正 平成26年12月24日保保発1224第2号

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の  
見直しにおける事務の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。以下「改正令」という。）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成20年12月5日保発第1205002号）及び「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」（平成20年12月5日保保発第1205001号）において、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第169号。以下「改正省令」という。）の施行については、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成20年12月12日保発第1212003号）において通知したところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。

なお、この通知においては改正令による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）を「政令」、改正省令による改正後の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）を「規則」と略称する。

記

第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額

1 1万6千円が加算され、42万円となる場合

「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について」（平成26年11月27日保保発1127第2号）において示しているとおり、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、平成27年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は1万6千円を加算して42万円支給すること。

これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金（1児につき1万6千円）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。

## 2 1万6千円が加算されず、40万4千円となる場合

制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は1万6千円を加算せず、40万4千円とすること。

制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。

① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産

② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）

## 第二 制度対象分娩のうち、補償の対象となるもの

重度の脳性麻痺に対し総額3000万円の補償金が支払われる場合は、出生した者が出生した時点において下記のいずれかの基準に該当する場合である。（別添1）

① 在胎週数32週以上であり、かつ、体重が1400g以上であること

② 在胎週数28週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること

一 低酸素状態が持続して、臍帶動脈血中のpHが7.1未満である代謝性アシドーシス（酸性血症）の所見があると認められる場合

二 低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破裂、子瘤、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群等によって起こり、引き続き、次のイ～チまでのいずれかの所見が認められる場合

イ 突発性で持続する所脈

ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈

ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈

ニ 心拍数基線細変動の消失

ホ 心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈

ヘ サイナソイダルパターン

ト アップガースコア1分値が3点以下

チ 生後1時間以内の児の血圧ガス分析値（pH値が7.0未満）

## 第三 申請方法別の事務の取扱い

加入分娩機関において制度対象分娩がなされたかどうかは、提出された書類における所定の印（別添2）の有無により判別すること。

なお、全国の加入分娩機関については<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/search/index.php>（機構ホームページ）においても確認可能となっている。

## 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊娠婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該印を押印することとなっていることから、規則第86条第3号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行された、当該印の押された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該印の押された領収書の写しは、出産後に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該印の押された請求書の写しは、出産後精算前に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ③ 口座振替やクレジットカードによる支払などにより領収書が発行されないなどやむを得ない場合には、加入分娩機関は出産証明書（規則第86条第2項に規定する医師又は助産師において出産の事実を証明する書類）の写しに押印することがあるので留意すること。

## 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該印が押されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は1万6千円を加算し42万円とすること。

この際、制度対象分娩となるのは、受取代理人の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が平成27年1月1日以後であるものに限る。

## 第四 双児等の場合等における取扱い

### 1 双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（42万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は $42\text{万円} \times 2 = 84\text{万円}$ ）。

### 2 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は40万4千円とすること。

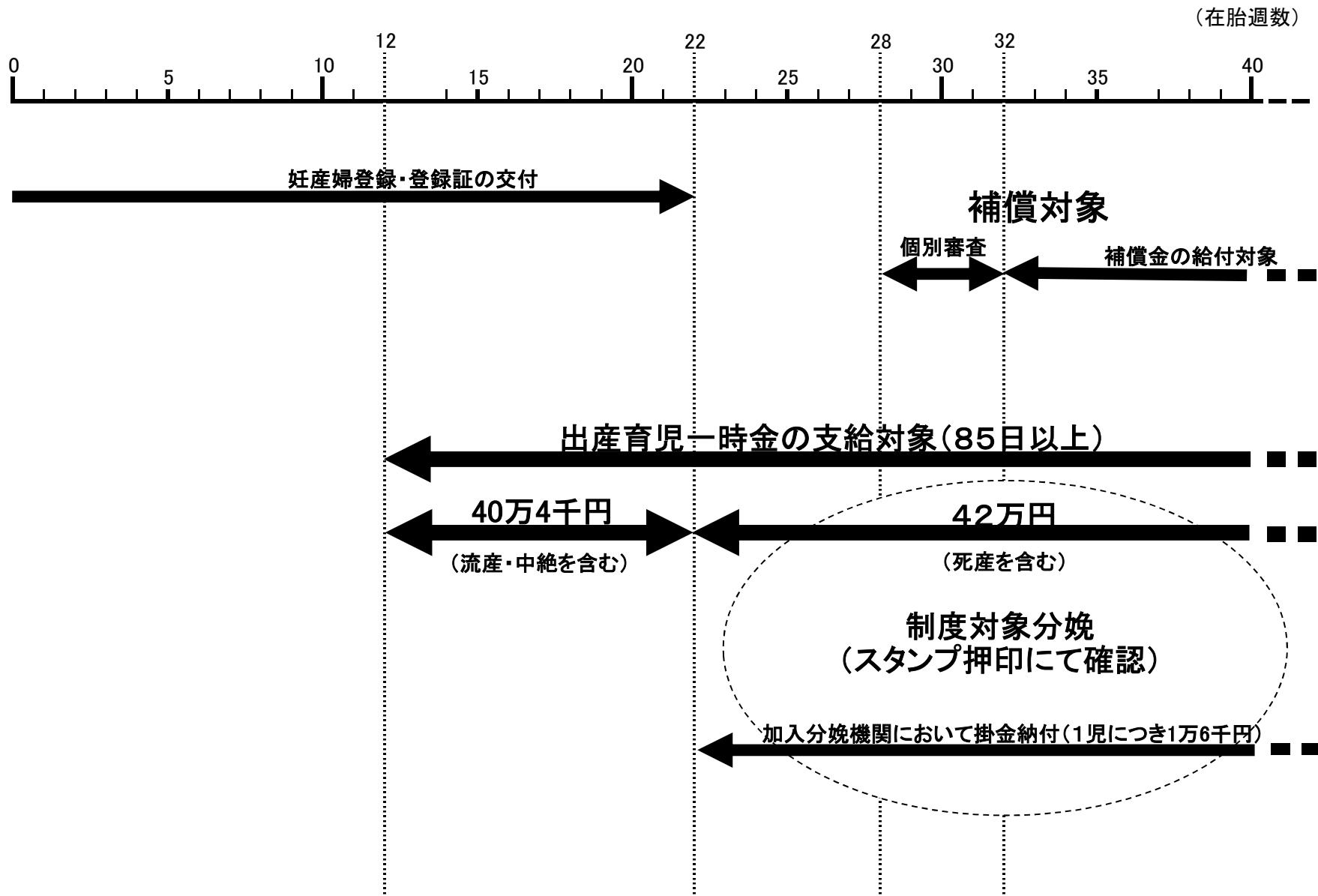
### 3 事前に妊娠婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の所定の印の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は40万4千円とすること。

## 第五 留意事項

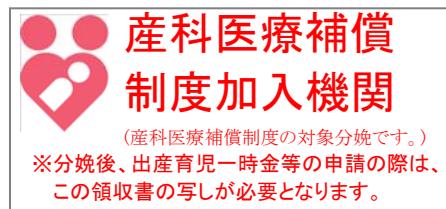
- 1 支給事務の詳細については、別添3（「産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて（依頼）」（平成20年12月12日医政発第1212003号））も併せて参考のこと。
- 2 政令第36条においては、加算する額は「保険者が定める金額」とされているが、これについては、「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について（平成26年11月27日保保発1127第2号）」により1万6千円となるものであることを示しており、改めて各健康保険組合の規約で定める必要はないこと。

(別添1)



## (別添2)

### 制度対象分娩であることを証明する印 イメージ



- ・ 実寸サイズは、縦2.7cm×横6.0cm
- ・ 外枠は実際には印についていません。
- ・ 今月中に全国の加入分娩機関に対し送付。

## (別添3)

医政発第1212003号  
平成20年12月12日

雇用均等・児童家庭局長  
社会・援護局長  
保険局長

} 殿

医政局長  
(公印省略)

産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて（依頼）

平成21年1月1日より、財団法人日本医療機能評価機構を運営組織として、産科医療補償制度が開始されるところであるが、本制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて、別添のとおり財団法人日本医療機能評価機構より通知があったので、内容を御了知の上、関係団体等にその周知徹底を図っていただくとともに、その円滑な運用に万全の対応をいただくようお願いしたい。

(別添)

産医補償第17号  
平成20年12月12日

厚生労働省医政局長 殿

財団法人 日本医療機能評価機構  
理事長 坪井 栄孝



産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて  
(依頼)

当機構の事業運営については、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年1月1日より、当機構を運営組織として、産科医療補償制度が開始されるところです。

本制度におきましては、産科医療の質の向上を図り、安心して産科医療を受けられる環境整備を行うことを目的として、制度に加入している分娩機関（以下「加入分娩機関」といいます。）の医学的管理の下での分娩（死産を含み、22週以降のものに限ります。以下「制度対象分娩」といいます。）について、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性麻痺となった児について速やかに補償を行い、重度脳性麻痺の発症原因を分析し、再発防止に役立てることとしております。

本制度では、当機構が加入分娩機関より制度対象分娩について掛金を徴収することにより、制度対象分娩における分娩費の上昇が見込まれることから、貴省等において、健康保険法施行令等の関係法令等を改正し、制度対象分娩については出産育児一時金等が加算して支給される予定であると伺っております。

当機構としましては、出産育児一時金の支給を行う保険者等において、制度対象分娩であることを判別いただくための方法として、下記のとおりの対応を考えておりますので、関係各省及び保険者等に対し周知いただきますようお願ひいたします。

## 記

### ① 妊産婦が保険者等に対し請求を行う場合等の取扱いについて（通常の出産育児一時金等の申請の場合）

加入分娩機関は、妊娠婦に対して発行する領収書に、制度対象分娩であることを証明する所定の印（別添参照）を押印しますので、出産育児一時金等の申請の際、申請者より保険者等に対し当該領収書の写しを提出いただきます。

保険者等におかれでは、領収書に所定の印が押印されているか確認することにより、制度対象分娩であることを判別いただることになります。

### ② 加入分娩機関が保険者等に対し請求を行う場合等の取扱いについて（出産育児一時金の事前申請による受取代理等の場合）

加入分娩機関は、分娩取扱い後、保険者等に対して行う請求に当たり、制度対象分娩であることを証明する所定の印を押印した請求書を送付していただきます。

保険者等におかれでは、請求書に所定の印が押印されているか確認することにより、制度対象分娩であることを判別いただることになります。

※ なお、本制度における掛金は、分娩を自らの医学的管理の下に取り扱った加入分娩機関より徴収します。このため、例えば里帰り出産や転院のように、健診等を行っていた分娩機関と分娩を取り扱った分娩機関が異なる場合には、分娩を取り扱った分娩機関が掛金を当機構に支払うことになります。また、妊娠婦の自宅での出産や救急車内での分娩についても、加入分娩機関が自らの医学的管理の下に分娩を取り扱った場合には、当該加入分娩機関は妊娠婦に分娩費の請求を行い、掛金を当機構に支払うことになります。

また、本制度における掛金は、出産育児一時金等の取扱いと同様、1児ごとに発生することとなり、例えば双生児の場合には、加入分娩機関は2分娩分の掛金を当機構に支払うことになります。

別添

ご参考：制度対象分娩であることを証明する所定の印 イメージ



実寸サイズは、縦2.7cm×横6.0cmとなります。  
また、外枠は大きさのイメージであり、印にはついておりません。

以上